

(一社)九州貸切バス適正化センター 令和4年度第1回諮問委員会 議事内容

日 時：令和4年6月21日(水)13:30~14:30

場 所：陸運会館6階小会議室

出席者：(適正化事業諮問委員)湯地委員(委員長)、吉城委員(副委員長)、古村委員、北村委員

(適正化センター)辰巳代表理事(会長)、大迫事務局長、坂元事務員

(九州運輸局)三根自動車交通部長、西依自動車交通部次長、藤木旅客一課課長

議事録

定刻となったので、事務局長が開会を宣言し、4名中4名全委員の出席があり、諮問委員会が成立していることを宣言し、適正化センター会長から諮問の趣旨の説明があった。また、前委員長の辞任に伴い、湯地委員への委員長委嘱について諮ったところ、全委員の了承を受け、委員長の指揮で委員会が始まった。

【諮問事項の審議】

湯地委員長：諮問1の「令和3年度適正業務に係る事業報告について」事務局から説明してください。

事務局：資料1により説明

北村委員：令和4年2月10日時点の未納は5事業者342,130円とあるが、現在の状況と、今後の取扱いについて説明願いたい。

事務局：6月時点で2業者111,200円という状況であり、現在も随時連絡を取っており、6月中には納めて頂くというお約束をいただいているところである。それでも納めていただけなかった場合は国へ最終的に報告し、納付命令を出していただくという法律上の手続きもあり、それでも納めない場合は、処分という形になる。そこに至る前に、両社代表者に連絡を取り、約束をいただいているところである。

古村委員：9月にリモートでの巡回指導を行ったとの説明があったが、リモートでの実施が可能であると確認されたのか、またそれが大丈夫であれば、今年度以降もこのやりかたを拡大することも検討しているのか聞かせていただきたい。

事務局：令和3年度においては、本省からの通達で、管内の全営業所を対象に巡回指導を行う指示があり、コロナ禍においては書類の郵送やリモートによる対応が可能であれば、その方法を用いることができるという内容であった。

リモート実施は、事業者側での設備の準備が難しく、出来ないところもあり、実際には郵送での書類のやりとり、例えば日報を一ヶ月分コピーし送っていただくとか、乗務員台帳等のコピーを送って貰って、それを確認をして電話でやりとりをするという手間が発生するというものであった。

古村委員：巡回した方が作業が軽減され、リモートの方がかえって余計な手順が増えるということか。

事務局：コロナの緊急事態宣言が解除されなかった為、9月に予定していた営業所

に対し、先方の了解の上郵送でのやりとりを行い、お互いの効率化が出来るか確認したところである。今後コロナの状況が悪化し、緊急事態宣言が出るなど、巡回指導が難しい状況になれば実施していきたい。

古村委員 : コロナは関係なくリモートが可能なら、そちらで今後行うということはないということか。

事務局 : 多分効率化にはならないのかと考える。10月以降全部の営業所を実施するというので、通常よりも多くの巡回を行うことになったが、今までは1日1社の実施であったが、もう3回目になるので、小規模事業者、5台以下の優良な事業者については、午前午後で近隣の複数を含めて巡回を行い、実際に伺って現場を確認するなど、効果的・効率的な巡回を行ったところである。

吉城委員 : 大分県は大分県バス協会に委託しているが、センターが行ったのが8件であるが、チェックする優先度が高い事業者はセンターが直接見に行くという理解で良いか。

事務局 : バス協会に未加入の事業者をセンターが行う。

吉城委員 : 指摘事項がAからEまでであるが、その是正状況については年度内に上がってくるのか。

事務局 : 流れとしては、当日改善要請を項目を指摘し、一ヶ月以内に改善報告を求めるもので、その際検証書類を添付し、内容が適切であれば、完了通知を郵送し終了する。

吉城委員 : それを毎年度繰り返していると思うが、それでもこれだけの指摘件数が出てしまうということか。

事務局 : 事業者も担当者が変わるであるとか、従業員の入れ替わりという事情でということが実際あり、指導する我々も交代で見ると、その際の着眼点で、指摘結果もかわることもある。規則類であるとか、形式的な点の指摘事項は年々減っている。今年度については、コロナで従業員が休業していても、研修などについては、必ず年一回は実施しないといけない規定があるので、この点について出来ていなかったであるとか、項目が足りなかったであるとか、そういう指摘をさせて貰った結果、指導教育の指摘件数が増えたという状況である。

湯地委員長 : 評価分類の内Aは45項目の内、何件以内か。

事務局 : 4件以内

湯地委員長 : Bは

事務局 : 確か14件以内、Cは22件という形である。

古村委員 : 知床観光船の事故以降、軽井沢のバス事故の件も露出しているが、あの事故を受け点検のやりかたや着眼点について変わってきたりするのか。

事務局 : 今のところ指導方法を変えるという国からの指示は無いが、各事業所について、国から直接安全の再確認を図るであるとか、毎年のものであるが、全事業者に対してビデオでの講習を受ける様にと確認はなされたところであ

る。

古村委員 : 旅行業としては今後 GOTO の再開等バスの動きは拍車をかけて活発になってゆくものと考えるので、タイミングとしては緊張感は高まったと思う。

事務局 : 今回の研修の内容は、コロナからの回復に向けて、事業者の取り組みを確認し、稼働率向上時の過当競争発生時のリスク上昇に備える意味があると考えている。

三根部長 : 少し補足させてもらおうと、知床の事故に関しては、発生後間もなく自動車関係の業界に対しても、安全対策注意喚起の文章が国交省から各業界に対して再徹底として出されたところであり、あわせて、県民割の拡大であるとか、期間の延長、インバウンドの条件付き再開であるとか、行動制限も無くなり、これから貸切バスが、これよりまでも多くのお客様を運ぶ場面が増えてくるであろうという中で、運輸局が実施する街頭検査の実施を4月から行っているところである。運行管理者への安全講習を義務付けし、しこれからの多客時に向け必ず受講することを義務付けしている。また受けていない事業者は国の監査の対象とすることまで言うており、安全に対する意識を引き上げていると理解いただきたい。特にセキュリティ関係に対して濃淡をつけるという指示は出ておらず、これまでの項目をしっかりと取り組んでいただければと考える。

以上の議論があり諮問1について満場一致で可決した。

湯地委員長 : 諮問2の「令和3年度適正化業務に係る収支決算について」事務局から説明してください。

事務局 : 資料2により説明

北村委員 : 車両関係費・旅費についてですが、車両関係費は予算・前年とも上回り旅費は前年を上回っているのは何か理由があるのか。また、今年度から長崎県もバス協会に巡回指導を委託となっている。今後その動きが拡大し、全てバス協会委託となり負担金収入が絶たれる懸念があり、そういった事態に対する対応について聞かせて欲しい。

事務局 : 車両関係費、旅費については令和2年度3年度ではかかる経費について一律2割減の数字で予算を計算し、負担金を出来るだけ上げず、前年並みに抑える形で策定した。令和2年度は全営業所ということではなく、出来るだけ行こうという国の方針であったので、378万円の旅費、500万円程度の車両関係費で済んだ、予算上令和3年度は全事業所を対象に行くとなると、700万円弱としていたが、本来であれば800万円以上の予算を積上げないといけなかった。令和4年度の予算について700万円以上の旅費・車両関係費を計上していることは前回の委員会で説明した通りである。令和4年度からは長崎県バス協会に委託することにより、センターの実施件数は減少している、そうなる母数が少なくなり単価が増加することになる。その点については、昨年6月に前事務局長が退職したが、これについては不補充とし、

本年度も補充はしないことにより、人件費の削減を図っているところであり、令和4年度は、大きく負担金が増えることを回避したところである。2週間前の理事会の席で各県バス協会から事業者の負担軽減について発言をいただいた。組織として継続性を維持し、巡回指導を行って行く必要があるため、各県バス協会と十分に話をしながら、進めて行きたいと考える。

湯地委員長：10ページで令和3年度は-180万程度の収支差、令和4年度の予算は見えないのだが、令和4年度はどれくらいの見込みか。

事務局：予定では-778万円の予算となっている。

湯地委員長：剰余金はどんどん積みあがっていくものだと思うが。

事務局：我々は、一般社団法人であり収支相当の原則がある。なぜ剰余金が2500万円まで積みあがったかという、コロナの関係で巡回に行けないであるとか、採用予定の職員が必要数採用出来なかったという事情があったためである。令和2年度は、本来であれば令和元年度並みの負担金の予定であったが、コロナ禍があり先程話にも出た2割減の予算で計算し理事会で承認を受け、負担金を抑えた。令和3年度、4年度も同じ状況で剰余金は、次年度の負担金計算時に事業者の皆様へ還元する形で整理している。今年度が予算通りに執行されたとすれば、700万円が積立金から減るので、残高としては1700万円位になる見込みである。その後は、予算上負担金の調整費として費用の10%を計上することとしているので、通常では負担金調整費分が繰り越しとなる。現状では費用的には6000万円位なので、600万円～700万円の繰り越し剰余金額となるまでは、毎年剰余金を繰り入れることとなる。

湯地委員長：その辺りはよく見ておかないといけない。

事務局：極端に負担増にならないように負担金計算を行いたい。

湯地委員長：事業者からみると、中身は変わらないのに、負担だけ増えることになる。しっかりバランスを取りながらやっていただきたい。

以上の議論があり諮問2について満場一致で可決した。以上で、諮問事項の、全ての審議が終了し、委員長は諮問委員会の終了を宣言した。